

第 25 回民間資金等活用事業推進委員会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

# 第25回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日時：平成23年2月24日（木）10:00～12:03

場所：合同庁舎4号館12階1208特別会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 「中間的とりまとめ」を受けての対応について

(2) 今後の審議の進め方について

3. 閉会

○事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから「第25回民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、会議の開催に当たりまして報告がございます。昨年6月に米田先生が当委員会の委員を辞任され、これに伴いまして、これまで専門委員として御活躍いただいていた伊藤陽子先生が本日付で委員に任命されました。残念ながら、伊藤先生は本日は欠席でございます。

本日は、9名のうち8名の委員に御出席していただく予定であります。今のところ6名の先生に出席していただいております。民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項に規定いたします会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、渡委員長、よろしく願いいたします。

○渡委員長 おはようございます。それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、園田政務官に御出席いただきまして誠にありがとうございます。まず冒頭、政務官から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○園田大臣政務官 おはようございます。御紹介賜りました内閣府の大臣政務官を担当させていただいております園田康博でございます。

昨年の9月に内閣府の政務官として就任をさせていただいたわけですが、今日まで委員の皆様方に御挨拶が遅くなりましたこと、まず冒頭、お詫びを申し上げたいと思っております。

そしてまた、日頃は、皆様方、渡委員長を先頭に、PFI推進のために御尽力をいただいていることに改めて感謝を申し上げさせていただく次第でございます。

今、国の方も、あるいはまた地方の方も、大変厳しい経済情勢になってきております。そんな中、このPFIの手法といいますのは、我が国にとりましても大変効率よく社会資本整備をしていくためには、大変有益、有効なものであるという認識の下、皆様方にもさまざまな知見をこの委員会の中で御披露をいただきながら推進をいただいていることに本当に感謝を申し上げたいと、そのように思っております。

こうした中、昨年の5月でございますけれども、当委員会でもとめていただきました「中間的とりまとめ」に基づきまして、6月には新成長戦略ということで、さまざまな形で、政府においても閣議決定をさせていただいたところでございまして、この「中間的とりまとめ」を受けて、積極的にPFIを推進していくんだということで、公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進が、21の国家戦略プロジェクトの中の1つという形で位置づけられたところでございます。

それを受けまして、昨年から事務局の方で、PFI法の改正法案をとりまとめ、今国会に提出をしていこうということで、今、鋭意調整をさせていただいております。そういった意味では、この国会において1つの大きな推進力になっていくものでは

ないかと、私も大変強く受け止めさせていただいているところでございますので、今後とも委員会の皆様方におかれましては、更にお力添え、御尽力をいただければと思っております。

今後は、与党や各省庁と最終的な調整をさせていただいた上で、何としまして、このPFI法の改正法案を提出させていただいて推進してまいりたいと思っておりますし、蓮舫大臣の下でも、これを強力に推進していこうということで、政務三役が中心となって、今、頑張っているところでございますので、是非、今後ともお力添えのほど、よろしくお願いを申し上げて、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡委員長 ありがとうございます。

園田政務官は、国会の開会中でございますので、この後、所用がございますので、残念ながら、ここで退席をされるということでございます。

(園田大臣政務官退室)

○渡委員長 それでは、新たに委員に就任された伊藤先生には、引き続き総合部会に所属させていただきます。新たな総合部会のメンバーは、お手元の参考資料2に記載のとおりでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は伊藤先生は御欠席でございます。

では、早速、議事に入らせていただきます。本日は、昨年5月に本委員会でとりまとめた「中間的とりまとめ」を受けまして、その対応について事務局から報告を受けたいと思います。特に、現在検討されておりますPFI法の改正案に関しましては、本委員会といたしましても、皆様方の御意見を踏まえ、与党や各省庁と調整を図る上で、改正案の中身の方向性を確認したいと思っております。先程の政務官のお話のとおり、大変重要な内容でございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

なお、本日は、私自身も含めて初めて資料を見るわけございまして、今ここで見て直ちに判断して頂きたいという、なかなか難しい注文を事務局から突きつけられているわけです。事務局から聞くところによりますと、作業上の日程や国会等のスケジュールの問題等がございまして、理解できる面もありましたので、皆さん方には大変申し訳ないと思いますが、本日、できるだけいろいろな御意見をいただきまして、まとめていきたいと思っております。

ただし、それにしても時間が足りませんので、この委員会で意見を出し尽くせない場合、明日の午前中までに事務局へ御意見をお出しいただければ、それを取り込み、あるいはまとめる参考にしていきたいと事務局とも打ち合わせしておりますので、どうぞ御了解いただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の御説明をお願い申し上げます。

○事務局 では、御説明を申し上げます。資料1～3とあるのですが、わかりやすく御説明するために、まず資料3で、適宜、資料1、2を使いながら御説明させていただきます。

資料3で「中間的とりまとめ」に掲げられた、個々の御指摘いただきました事項と、今、それがどうなっているのかということを一覧表にさせていただきます。それに即しまして、まず御説明させていただきます。

「中間的とりまとめ」の規制緩和等ということで、まず、第1番目で、民間事業者の提案を事業に反映させるために、選定手続の整備を図るという御指摘をいただいております。選定事業に関しましては、PFI法を改正しまして、民間事業者の技術提案制度、これは品確法、適正化法、ああいっただものに規定されている制度でございますけれども、これを導入することといたしております。

更に、入札手続において民間事業者と十分な意思疎通が行えるようにということで、競争的対話とか多段階選抜方式の可否についても検討を進めることといたしております。

それから、第2に、参入意欲を高めるために、PFI制度を更に積極的に活用していただくための制度運用の見直しということで、今、PFI法の中で、民間事業者による提案制度を導入することといたしております。

それから、公共施設等の整備を行う際に、いわゆるユニバーサルテストングの話でございますが、一部、提案をいただいたものに関しては、ユニバーサルテストング的な話が進むわけでございますけれども、対象等に関して検討するものということでございましたので、これは今後、その対象に関して検討を進めさせていただきたいと考えております。

それから、PFIを活用する範囲が限定されることがないように、対象を追加したらどうかという話でございますけれども、御指摘いただいた賃貸住宅や船舶・航空機・人工衛星等の移動施設、それから、これらの施設の運行に必要な施設というものは、今、PFI法改正案の中で追加するという方向になってございます。

公務員の出向の円滑化でございますけれども、公務員の出向制度、派遣制度に関しまして、総務省が制度の御担当でございますので、そちらの方と現在、調整を進めているところでございます。

それから、2番の民間投資の促進・インフラの整備でございます。イでございますが、株式の譲渡、契約上の地位の譲渡を弾力化するための措置を講ずる等、資金調達のための環境整備を図るということで、新聞報道等で御存じかもしれませんが、「元気な日本復活特別枠」ということで、「官民連携インフラファンド」で152億円を内閣府から要求させていただきました。残念ながら、厳しい財政状況の下で付けていただけなかったのですが、引き続き検討させていただいて、投資的資金ではないかという御指摘も財務当局からいただいておりますので、財投資金の活用も含めまして、来年度に向けて更に検討させていただきたい、そのように考えてございます。

それから、民間のリスク負担と経営努力を通じて、リターン、負担軽減を図るためのコンセッション方式の導入ということでございます。後でまた詳しく御説明させていただきますが、コンセッションの導入に関しまして、PFI法を改正することといたしております。しっかりとした財産権をということでございましたので、一応、みなし物権という

形で、しっかりと制度をつくらせていただいております。

3番のイにまいります。これは地域主権の観点から、国の関与を少なくするようにということでございまして、いわゆる義務付け、枠付けを廃止するための一括法案でPFI法を一部改正するということになっております。

それから、ロでございますが、小規模なものに関して、いろんなことを考えたかどうかということでございます。総合評価方式等に関しまして、小規模なものに適用可能かどうかということに関して、運用の話でございますけれども、今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、今後の更新投資に適切に対応するための情報開示の話でございますが、今、公共事業に関しましては、年度の初めに、今年はどういう公共事業をやる予定かという概要を各々の事業者が公表なさっているわけでございますけれども、それと同様に、PFI法を改正いたしまして、当該年度に少なくともどういうことをやるのかはわかっているわけですから、それをPFI事業者に対してちゃんとお示しするという制度をPFI法に規定しまして創設することといたしております。併せまして、先ほど申しましたように、民間提案でも対応する部分がございます。

それから、地方公共団体への支援でございます。少し体制をしっかりと整備したらどうかという御指摘をいただきました。データベースに関しては随時更新を図っていくことといたしておりますが、この部分が資料1と2に係る部分でございます。

まず、予算関係でございますが、資料1をご覧ください。私どもの地方公共団体に対する支援体制ということで、まず、PFIの専門家派遣制度という予算を盛り込んでございます。これは主として立ち上げ支援の部分になるかと思っておりますけれども、PFIをやったことがないという地方公共団体、もしくはやったことがあっても、もう人が代わってしまったという地方公共団体がございますので、そういったところを重点的に、御相談に応じやすくするために、こういったことがわからないんだという分野に関しまして御用命いただきましたら、専門家を派遣して、現地においていろいろ御相談を伺いながら進めていく、アドバイスをしていく、そういった予算を確保してございます。

併せまして、私どものPFI室の中にも、専門の担当、どんな分野の方がいいのかということで、今、地方公共団体等にも聞いているんですけれども、そういった方に常駐いただいて、制度以外のことでいろいろと聞かれることがございますので、そうしたことにしてお答えできるような体制を取りたいと考えて、ワンストップサービスで行うものでございます。

更に、後ろの方にも関係するんですけれども、モデル事業をやりたいというお話をいただきましたので、予算を計上してございます。

資料3に戻りますが、情報公開でございます。国民のニーズに適合するために必要な情報公開を図ることになってございますが、この点に関しましても、PFI法を改正いたしまして、現在の公共事業並みにしっかりと契約内容は公表していきましようという制度を

PFI法でちゃんと位置付けることといたしております。

最後に、フィービリティ・スタディ、モデルプロジェクトでございますが、今、モデルプロジェクトについて申し上げましたように、このための必要な調査費は、予算査定上、非常に厳しい財政状況ですので、金額が十分かと言われると、なかなか厳しいですけれども、私どもとしては必要と考えられる予算を計上しておりますので、しっかりと先生方の御意見を伺いながら、モデルプロジェクトを進めてまいりたいと考えてございます。

以上が、御指摘いただいたことの進捗状況でございます。

併せて、資料2をご覧くださいなのですが、税制に関して、イコールフットイング税制とか、いろいろと要望したんですが、税務当局の御査定もいただきまして、コンセッションをつくったときの減価償却を認めてほしいと、この点に関しましては、その期間中を償却期間として、一応、減価償却を認めるという形でお認めいただいておりますので、これも制度改正の内容として入れることになります。

(※この部分の記述は控えさせていただきます。)

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして質疑応答を行いたいと思います。最初に申し上げましたとおり、初めてお聞きになる方ばかりでございますので、いろいろ御意見があると思いますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。それでは、御質問、あるいは御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。どうぞ。

○A専門委員 ありがとうございます。

補償のところですが、補償しなければいけないというのがあって、協議をして、協議がまとまらなければ、見積もった額を支払うと、こういう流れになってはいますが、この補償の金額の定め方については、協定の中で詳しく決めることは特に制限されていないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○A専門委員 ありがとうございます。

○渡委員長 どうぞ。

○B委員 法案ではなくて、最初に御説明いただいた検討状況の方ですけれども、伺っていて、「検討を進める」という文言が大変多いと感じました。日本の置かれている財政状況に鑑みますと、余りにもスピードが遅いのではないかという印象です。前回このとりまとめをしたのは5月だったと思いますので、もう既に9か月経っているわけです。本来なら、この間に既に「検討」は進められ、そろそろインプリメンテーションに移るフェーズではないでしょうか。未だに検討を進めなければならないということは、何が障害になっているのか、具体的にボトルネックはどこにあるのかについて教えていただければと思います。また、今後も「検討」を進めるのであれば、いつまでに、だれが責任を持って、ど

ういうプロセスで検討されるのかについて少し詳しく教えてください。

○渡委員長 どうぞ。

○事務局 今年度は、この法案の関係、それから、先ほど説明しました予算、税制、結構大きなものが幾つかあって、それにほとんど掛かりつきりだったんですけれども、一方で運用の部分というのは勿論、必要な部分が幾つもあるので、それはそれで来年度に入ってやる予定にしております。

○渡委員長 委員の方々にとっては、確かに検討のスピードが遅いという感じがすると思います。そのあたりについて、何か理由があるのかという御質問です。

○事務局 法改正を行いますと、法改正によりまして、恐らく基本方針、ガイドライン等、全部塗り変わっていくことになると思うんです。今、法改正の作業をやっておりますけれども、法改正を受けて、今度、例えば、コンセッションを入れるということになりますと、コンセッションに関して、基本方針というものを当然定めることになりますから、基本方針そのものを変えることになります。その段階で、この中で基本方針に入れるべきものというのは、一遍に基本方針を変えてしまうというように、法律で定めると、その次に政令、基本方針、ガイドラインというように、上からどんどんいろんなものが変わってきますので、その変わるタイミングで、その都度、入れていくものは入れていきたいというような御説明を、ただいま差し上げたということだと思います。

併せて、先ほど補償に関して御質問いただいたということですが、この補償の規定は、まず協議によって物事を定めなさいということになっております。協議が成立しない場合の手続というのは、補償を必ずしなければいけないという義務が定められておりますので、その金額が確定できないときに、義務だけ残ってしまいますので、そのときにどのようなルールで金額を確定するのかという、何と申しますか、最後のネットのような規定でございます。ですので、実際には協議のところでもほとんど処理されることになると思います。

協定によってそれが拘束されるかというお話でございましたけれども、金融の方々のお話を聞きますと、いきなり協議をしたときに、どうなるかわからないということを不安に思っている方がいらっしやいまして、できることならば、協定の段階で、来るべき協議のときは、こういう形でやるんだよとか、こういうようなルールでやりましょうねということとを先に決めておくと、ファイナンス側も非常にやりやすいというようなお話を聞いております。そういう意味では、契約のところでもしもそういったことを決めたいという御意向があれば、それを決めていただいて、協議の段階でもしも地方公共団体側が無視するようなことをしたら、それは債務不履行で訴えられるような仕組みもできるんですねということをお話しいただいておりますので、私ども、それは一応できるという方向で、今、調整させていただいております。ですから、協議に関して、協定が全く入れないということではなくて、金融とか事業者の皆さんが、その協議に関して協定で縛りたいというお話があるのであれば、事業を始める段階でしっかりと地方公共団体とお話しいただいて、予



見可能性をできるだけ確定しておいていただくことが可能な仕組みにさせていただきます。

○B委員 PFI法改正で忙しかったという点は十分に理解できるのですが、私たちが議論してきたことは、コンセッションのスキームを入れることだけだったわけではないと思うんです。今回、法改正の中で、対象施設を賃貸住宅や船舶に拡大しているようですが、現実に過去10年間、例えば、対象施設として、道路もありますし、さまざまな対象施設があるにもかかわらず、進んでこなかったという現実があるわけで、それに対してどのように規制緩和等をして、案件をもっと増やしていくかという、根本的な問題意識というのがあって議論してきているはずなので、そこは置いておいて、とりあえずコンセッションというものを入れるための法改正をするというだけでは恐らく不十分で、同じようにコンセッションの仕組みを入れたからといって、道路のコンセッション、水道のコンセッションが進んでいくのかということに関しては疑問符が付くのではないかなと思うのですが、その辺りの見解を教えてください。

○渡委員長 事務局、回答お願いいたします。

○事務局 今、コンセッションのお話をいただきましたが、私ども、コンセッションだけで事柄を終始しようというつもりは毛頭ございません。例えば、民間事業者の方がこういった事業をやりたいというものを取り込んでいくとか、事業というものをしっかりと立ち上げ段階から支援していくとか、諸々のことをやっていかないと動かないというのは、先生御指摘のとおりだと私どもも思っております。

そのために、例えば、民間の方々の提案制度を入れて、今までは基本方針の中にそれが書いてあっただけなので、出てきても、それをどうするのかという話が抽象的だったんですけれども、しっかりと速やかに応答しなさいと、つまり、できるならできる、できないならできないということを責任持って答えなさいという形でしっかりと法律に明記したり、それから、技術提案という形で、溶け込み型でよくわからないかもしれませんが、公共事業などで行われている技術提案制度等を引用しておりますので、例えば、高度な技術提案が行われたときには、予定価はその分、上げることができるとか、民間の事業者の方してみると従来よりも魅力的な条件で、自分たちが本当にやりたいと思うような事業ができるよという仕組みを法案上、ちゃんと規定させていただきます。決してコンセッションだけで終始するという仕組みではございません。御説明が十分でなかったのかもしれませんが、そういったことにさせていただきます。ここで法改正とか、いろいろ書いてある話はそういうことでございます。例えば、冒頭に書いてある民間事業者への技術提案、先ほど品確法等の御説明をしたと思うのですが、それは今、お話ししてきたような技術提案制度でございますから、予定価の部分も含めて弾力的に運用できるということでございます。

以上でございます。

○渡委員長 どうぞ。

○C委員 今、Bさんがおっしゃったのは、逆に議事の2にも考えてもいいのかなと思

ます。今日、まず受けて、こういう提案が出てきておりますと、出てきている提案をまず議論した後、それが不足したところだとか、あるいは今後の進め方というのがあるのかなという気がいたしております。

今、Bさんが最後に質問されたことですが、結構重要だと思います。コンセッションという言い方を私は余り望ましいとは思いません。ここに書いてある公共施設等運営権という言いの方がいいと思います。ここでは公共施設等運営権をこのように規定しているわけですが、道路を始めとする他の施設を縛っている法律があるわけですから、その中で今、このPFI法と関連法との関連を御説明いただくのがよいと思います。すぐにどうなるのか、非常に難しいところだと思いますけれども、今、Bさんがおっしゃったように、道路、水道はどうなのかということにもこれから発展していくところでは非常に重要な論点かと思っておりますので、そこは御説明いただければありがたいと思います。

○事務局 今回のコンセッション制度に関して御説明いたしますと、減価償却とか、抵当権の対象にするとか、そういった形で、しっかりとした財産権、できることだったら物権化をしていただきたいということで、みなし物権は我が国では法定主義になっているんですけれども、そこで新たな物権という形で、今、位置づけさせていただいております。

そういった新しい運営権に関して、公共施設等の管理者に代わって自分が料金を取って、自らの事業として行うという事業としてコンセッションを構成しているわけでございますけれども、この点に関しまして、公物管理法との関係、定義規定のところを見ていただくとわかるんですけれども、これは一体何なのかと言いますと、公共施設等の管理者が元々公共施設を管理する権限を自分で持っているわけでございまして、その自分の持っている権限を一部分け与えるといいますか、はい、では、これをお願いねと言って、自分の権限を民間事業者にあげる、設定する。そうすると、権限を渡された側は、その権限を行使することができる。その権利は物権として構成しますよという形になっておりますので、破るとか破られないという関係ではなくて、まさに公物管理者が持っている公物管理法に基づく権限そのものを、自分が持っているものを民間事業者にあげてくださいという形で構成しております。

個々の施設との関係でございますが、今、言ったような構成になっておりますので、ほとんどすべての施設、サービス購入型みたいに、単純に物をもらう、金額的にもらいますということになりますと、それは債権になってしまうんで、物権にならないんで、建設費とか、そうしたものは置いて、そこは普通の契約関係で終始する分が出てくるんですけれども、一般的には、すべての公物に溶け込むことができます。ただ、施設として、個別の事情があって、来年、再来年には恐らく法改正ができるんですけれども、今年は追いつかない施設が、正確に言うと2つですけれども、実態上は2つあるということです。

1つは道路でございまして、道路は道路整備特別措置法という、有料道路に関して、こういう道路が料金を取れる道路だという、道路法とは別の規定がございます。ですから、今、例えば、NEXCOという会社が有料道路制度を持っておりますけれども、道路法に

基づいてやっているのではなくて、道路整備特別措置法という法律に基づいてやっております。地方の有料道路も、地方道路公社もみんな同じでございます。ですので、PFI事業者も、料金を取ってこういうことができるということをそこに書いていただくとできるんですけども、有料道路制度全体を今、検討している中で、今年にはできないという御判断を国交省、政務の方まで含めて、これは政治的御判断で、今、有料道路制度そのものを、民主党の無料政策との整合性も含めて見直しておりますので、そこは今年には対象にしないという御判断をいただいております。

それから、空港に関してでございますけれども、関空法を今年、私どものPFI法のコンセッション制度を前提にして、これを使うということで法改正を出す予定だと聞いております。

ほかの空港に関しましては、私、専門ではないんですけれども、空港の発着料と、空港のターミナルビルディングの収入、そうしたものを一括して空港の運営に当てられるようにということで、コンセッションしやすくするために、空港の制度そのものを今、いじっている最中だそうでした、これは前原元国交大臣から、そっちの方もやらなければ実態的に動かないだろうという御指摘をいただいて、1年かけて検討してから、つまり、関空を先にやって、その後で空港法、航空法という順番でやろうというスケジュールだということで、この点に関しても1年ほど遅れる予定でございます。ただ、実態上は関空が先行しますので実害はないんですけれども。

それから、3点目が、産廃処理施設がございまして、今、産廃処理施設というのは、責任ある方が産業廃棄物を収集して、それを処理するということを担保するために、産廃処理業の免許を持つ方は、産廃処理施設を自分で持つことという制度運用になっているということでございます。今回は、公共が持っているものを民間の方に運営していただくという制度なので、産廃処理施設に関しては、自分が持っているという制度で立てつけているので、これは自分たちの制度では適用できませんという御回答をいただいております。

ただ、産廃処理施設に関しては、条文上は都道府県が設置できるという規定にはなっているんですが、実態はそういったものではなくて、第三者セクターか、民間事業者の皆さんが産廃処理施設をつくっているんで、実際は空振り規定、つまり、実績のない議論だというように環境省からお伺いしています。

そのほかの施設に関しましては、全部このコンセッション制度が適用されるという御回答を各省庁からいただいております。

以上でございます。

○C委員 お聞きしたかったのは、この法律の中でどこまで書けるのかといいますか、効力があるのかということと、既存の公物管理法との関連で、そういうことはないと思いますが、こちらの方が強かったらオーバーライトするとかいうこともあるのかもわかりません。その位置関係が、私は法律専門ではないのでわからなかったのをお聞きした次第です。

○渡委員長 どうぞ。

○D 専門委員 今回の関連でございます。コンセッションという呼び名がよろしいかどうかというのは、このように制度さえできれば、別な呼び名でもよろしいのかもしれないと思いますが、いずれにしても、法律家の立場からすると、法律改正をやればできるのだという、ある意味では感動を持って条文化されたものを拝見しておりました。ダム使用権と並んで物権とみなすという規定を置いたり、ほかにもいろいろな規定の整備が必要ですので、かなり大変な作業であったと思われまますので、大きく踏み出したものという感慨を持って受け止めております。したがって、ほかの公物管理法との関係をどのように考えるかというのは、これが通れば、その後、更にもう少し詰めるべき問題として出てくると思いたすが、せっかく法制度としてつくったものであれば、より活用できるような形で展開していくような、さまざまな施策が今後必要かと思っております。

1点だけ、先ほどの補償金の話で、基本的には、まず協議でやってくださいと。成立しない場合、訴訟というのはありますが、専門的なことで申し訳ございませんが、形式的当事者訴訟として仕組んでいるのですか。その点だけ確認を。

○事務局 おっしゃっていただいたとおり、形式的当事者訴訟ということで構成をしておるところでございます。

○D 専門委員 今のは法律的な確認ですが、ほかにも課題がたくさんあるということは勿論ありますが、今回、民間提案とか、情報公開という、割と大事なことが含まれ、かなり大仕事ではないかと予測していたコンセッションといいますが、運営権といいますが、そこが法案化されるということですので、かなり新しいことも盛り込まれたので、ぜひ法律になってほしいと思っております。

○渡委員長 どうぞ。

○E 専門委員 先ほどB先生がおっしゃった問いかけに関して、私は事務局と議論がかみ合わないのではないかと考えておまして、もう一度、私の意見を申し上げます。コンセッションはコンセッションで、今回、解決の1つの方法として挙げられたのはいいかと思うんですが、私もB先生のおっしゃるとおり、今まで過去に議論してきたPFIの課題の全体をいつまでに、どのようにして解決していくのかという全体像が、今回の会議の御案内いただいたときに見えずに困っております。法改正がかなり大変だということはわかるんですけども、例えば「中間的とりまとめ」に取り上げられた検討状況を、各項目について、いつまでに、期限を決めて解決していただくとか、あとは、この「中間的とりまとめ」というのは、確か平成19年の11月に「真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて」と、このように網羅的に整理されたPFIの課題の一部にしか過ぎないかと思うんです。せっかく平成19年にまとめられたPFIの課題の全体を生かして、今後、短期的、中期的、長期的に、どのように解決していくのか、その工程表というのが、今回は無理にしろ、次回の委員会で提案されることを私は希望いたします。

○事務局 19年のとりまとめとの関係で、5月までの議論の中でも、C先生からも、今回の「中間的とりまとめ」の関係はどうなんだという御指摘をいただいております、19年

のものは全体として当然生きておりまして、優先順位はついていないんですけれども、その中で必要なものを幾つか今回取り出してきていて、新しく加わったものもありますが、どこまでやるかは別にして、必要なものは当然やっていくという理解でおります。そこは整合性は取れていると思います。

もう一点、全体をどのようにしていくのかといったことが見えないというのは御指摘のとおりだと思いますので、それは次回までにもう一回整理させてください。

○渡委員長 これは1つ前進したと思います。どうぞ。

○F委員 最初に身もふたもないことを申し上げるんですけれども、今日、この法律案をいただきました。今、こうやって皆さん熱心に議論しているんですけれども、この議論と全く違うところでこの法律ができていくので、私たちは一体何をやっているのかという感想を率直に持ちます。皆さん、それぞれ、ある意味では、今の状況の中で当事者能力をお持ちではないと思いますが、政治主導ということではございますけれども、内閣府の中に委員会を設けて、そこで多様な意見を入れて反映させるというプロセスはオフィシャルにあるわけでございますので、それがないがしろにされているというのは私は遺憾であると思いますし、それは議事録に残していただきたいというように申し上げます。

その上で伺いたいんですけれども、1つは、公共施設等の管理者の範囲でございますが、お話を聞いていると、自治体や政府、国という範囲にも聞こえますし、御説明聞き落としたかもしれませんけれども、いわゆる独法が持っているような施設で、例えば、URなどが持っている賃貸住宅はここで想定されるものに入っているかどうか教えてください。

それと、もう一つは、私、コンセッション、あるいはここで言っている運営権というものについて正確に理解しておりませんが、もしこういった仕組みが今の日本の状況の中に入ってきて、使い手があるところは2つ大きな分野があると思います。

1つは、先ほどから公物管理等々の法律に入っていないと言われている道路でございます。有料道路というよりは、全国に橋梁が多くあり、つくったはいいけれども、非常に維持管理の難しい道路、橋梁等がございます。そこで新たに外国の道路方式のように県道からお金を取るというわけではなくて、運営権といっても、道の駅とか、いわゆるキャッシュフローを生む施設がありますので、例えば、ある区間の橋梁、道路の維持管理のために、そこからの料金収入ではなくて、そこでの附帯する施設の経営権を提供するとかいう形がありますと、財政も痛まないし、また民間にとってみれば、いろんな機会創出になるわけなんですけれども、そういうことが今回のつくりの中では実行可能なのか、また、これが一回できて、先ほどD先生がおっしゃったように、1つ階段を上って、その次のステップに来るような範囲に入っているのか、教えていただきたいです。

もう一つ、使い手があるとする、公営住宅で地方の財政が非常に負担になってきているユーザーがいるという中で、これは使えると思いますが、例えば、その地域の再生を考えますと、所得階層や年齢階層を広範にしていこうとすると、外国などの例ですと、意図的に所得の高い方々が入ってくる賃貸住宅をミクシングしていくような、地域全体の再生

をする場合があるんです。そういったものも今回入れ込んだところの中に入って行くのかどうか。また、今、申し上げたように、公営住宅だけではなくて、例えば、70万戸あると言われておりますUR住宅の中の幾つかもこれに今回は入るのか、次のステップなのかということをお教えいただきたいと思っております。

最後ですが、事業が破綻して分かれるときの手続がかなり詳細に書いてあるんですけども、最もあるのは、そこまでバシッと切れるわけではなくて、パフォーマンスが悪いぞ、何とかしろという辺りの日常的なパフォーマンスのモニタリングと、それを話し合いながら、押し引きしながら仕込んでいく辺りの仕組みとか、手がかりが何らかないと、民間から見ても恐ろしいし、あるいは発注する方もとんでもない人が請け負ったら、仕事を持っていった限り、とんでもない状態になっている、両方にとって恐ろしい状態に、最後の伝家の宝刀だけがこうしてなって、もう少し日常的なネゴシエーションについての、私、さっきから見ているんですけども、ないんですけども、どこら辺に書き込みがあるのか、あるいはこの外側で考えていらっしゃるのか、そのところをお教えいただけたらと思っております。

以上です。

○渡委員長 どうぞ。

○事務局 基本的に法律で手当すべき分というのは、破綻等、そういったときの法律的な事項を手当てしているもので、モニタリング等は法律ではなくて、運用の部分なので、それはこれの外で勿論そういうことが行われるということで、法律はあくまでも法的に手当する部分をやっております。

もう一点は、道路ですけども、私の理解では、先生御指摘のような道の駅とか、附帯施設の部分は、今、国土交通省でいろいろ検討されていると思っております。今回の法律の非常に大きな意味というのは、繰り返しになりますが、維持管理、運営しながら料金を取っていく、そういった権利を物権とみなしていくといった位置付けをするところでありまして、その他の部分で料金を取って何とかというのは、今でも、結構行われていると思っております。

○F委員 逆の言い方をすると、例えば、北海道十勝地方ですと、人口過疎地帯で、自治体も大変ですから、道路のメンテナンスができないので、道の駅という公共物をうまくこの法律の対象なり、その次のステップで運営権を取得していただく。ただし、条件として、前後何kmかの道路の維持管理も要求事項として入ってきてのつくりというのは考えられるんですか。

○事務局 今のお話のことにつきましては、まずはこの法律をつくらせていただいて、その中でどういった運用をしていくかはまた御相談させていただいて決めていくことになろうかと思っております。

もう一点、URは入るんでしょうかというお話がございました。これに関しましては、独法なども対象に入っておりますし、今までは対象施設が公営住宅だけだったものを、今回、賃貸住宅に広げますので、例えば、URの賃貸住宅ですとか、そういったものが対象

として含まれることになると思っております。

○渡委員長 どうぞ。

○G委員 情報公開に関することですが、今回、御説明を伺うと、この中に契約の内容とか協定の内容の公表、更に、かなり細かいことのようにですが、公共施設等運営権登録簿に関する内容の情報公開のこととか、そういうのがあるようです。今までもあった問題だと思いますが、こういう運営権というものを設定した場合に、運営権者の当該事業に関する内容についての情報公開の必要性を主張する人が出てくるかもしれない。しかし、そういうことを余り強調していくと、せっかく設けた制度が動かないということになって、私がどうこうという意見を持っているわけではありませんが、法案が外に出ていった場合には、そういう問題が出てくるのではないかと予想しています。

○渡委員長 その点、事務局、いかがですか。

○事務局 確かに今、御指摘いただきましたとおり、情報公開のところは、事業者の皆様にとってはシビアなところがあり、一方で住民の方々からもっと公開すべきとの要請もあり、このバランスを取るのが難しいところかなと思っております。今の条文上は、最低限必要と思われる基本的なことを書かせていただいて、残りは内閣府令という形で書いてございますが、そこはまた今後検討させていただきたいと考えております。

○渡委員長 どうぞ。

○H専門委員 全部はなかなか読めていないんですけども、幾つか教えていただきたいところがありまして、みなし物権とされたのは非常に進歩というか、大変な御努力だったと思っております。

公物管理のところですが、先ほどの御説明がいまひとつ私もよくわからなかったのですが、どこでそれを読むのでしょうか。公共管理者の管理権限を民間事業者に渡すというのはどこで読むのかというのが1つ。従来、公共サービス改革法みたいに、例えば、道路法とか、空港法とかを特例方式でやったらいかがですかということをお願いしていたんですが、それは入っていないみたいなので、結構わかりにくいのかなと思っております。先ほどの御説明だと、横串方式のようにも聞こえたんですけども、必ずしも個別法をオーバーライドするというわけでもないということだったので、そこを教えていただきたいというところがまず1点です。

その関係で、具体的なイメージで言いますと、実際に料金収受できるということなんですけれども、製造、改修、維持管理、運営が入っているんですが、空港はこれでできますか。というのは、空港というのは、完全に除却もしてしまう、建物がなくなってしまう、更にリビルドするということもあるんですけども、それはこの改修、維持管理、運営で読めるという御見解なのかどうか。もしそれでなければ、結構空港は厳しい、そもそも定義的のところだというのがあります。

それから、内容とともに、みなし物権の設定ですね。いつ設定されるのかというのが前から疑問で、設定の時期について、「民間事業者を選定したときは、遅滞なく（建設、製

造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)」というようになっています。そうすると、これは供用開始の直前に設定をされるということですよ。金融機関の方にもお聞きしたいんですけども、これはブラウンというか、既存のものはそれでいいですが、もともとはグリーンも両方できると、最初からそういう立付けだと思わんですが、その設定の以前は、実は運営権はないので、抵当権の対象物はないですよ。

そうすると、建設をするために建中にファイナンスをすることはできますかという問題ですね。より具体的に私が勝手にイメージすると、一旦運営権が設定されたら抵当権です。ただ、建設中は抵当権も、そもそも物権がありませんからできません。そうすると、金融機関は抵当権なしでやります。全体の絵が、建中はどのように担保されるのか。今までのPFI法と同じであれば、一番問題になるのは途中で終了したときですけども、公共側なり、不可抗力で終了した場合には、通常は金融機関は出来高で公共に買い取ってもらう。それでファイナンスをつけているんですけども、今の立付けだと、抵当権はそこは全然関係ないですよ。このところが、みなし物権としたがゆえにそうってしまったのか、よくわからないんです。

あと、大きい点を2点だけ言いますと、運営権の取消等とか、その辺ですけども、指定管理者制度にそっくりな規定なんです。しかも、設定のための条例の規定が確か議決のところも入っていたんですけども、公の施設であれば、公の施設の指定管理者制度との調整といいますか、指定管理者制度も議決が要り、運営権の設定にも地方議会の場合には議決が要り、PFI契約にもPFI法上の議決が要る。これは制度的にリダンダンシーがすごくありませんか。しかも、これは指定管理者制度の問題点ですけども、指定管理者制度の指定は供用開始の前ですけども、通常は直前にされるので、運営権の設定も議決が直前であれば、建設中は何も議決なしで、運営権の設定もなしにやる。これは指定管理者制度と同様に考えると同じように問題なんですけども、そのこのところはどうか。

最後に、民間の側からすると、先ほど補償の話もありましたけれども、契約と協定というのがいまひとつ、これは従来からある問題なんですけども、余り整理されていないのかなと。先ほどD先生からあったんですけども、補償の金額を争うときは行政訴訟になるわけです。そうすると、私も余りやったことはないですけども、結構ハードルが高いかなということと、民間の発意と言いながら、利用料金を取る場合には、適正な原価及び適正な利潤と、スティックヤード方式みたいになってしまっているんですけども、こんな必要なのかな、かえって民間を縛りませんかというところがあります。済みません、いろいろと申し上げて。

○渡委員長 ありがとうございます。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 もし漏れていたら御指摘いただきながら、御回答させていただければと思います。

まず、管理ということはどこで読むんでしょうかというお話がございました。法律的な



立てつけといたしましては、公共施設等運営権とは何かということ、維持管理をして料金を収受する、そういった事業を行う権利ですという形になりますので、そこで読むと解しております。

ただ、御指摘のように、ほかの公物管理法との関係でどうなのかというところは確かにわかりにくいところがございます。現行のPFIでもわかりにくいところがございます、たしか5～6年ほど前にこの委員会でいろいろ御議論いただいて、御報告させていただいた経緯もあるかと思えます。同じように、公物管理法との関係は今後、明確にしていくことが必要かと思っております。これが1点目です。

あと、2点目、特定事業という中に、リビルドするような、そういったことも入るんでしょうかという話があったかと思えますけれども、ここは精査が必要ですが、基本的には入るという前提でいると思っております。

あと、次の話として、みなし物権の設定というお話がございました。設定のタイミングの問題が特に問題ではないでしょうかというお話があったかと思っております。例えば、住宅を建てるときも、建てている最中に不動産登記ができるか、所有権があるかということ、そうではないだろう。例えば、柱ができて、屋根ができて、そういったような段階になって初めて所有権登記ができます。同じように、今回、物権として構成したことで、あくまで対象となる施設がないと物権として登録したりできないというのが、関係省庁、民法を所管する省庁との調整でございます。

議会との関係については、関係省庁と調整しているところでして、我々としては、今のPFI契約の議決のときと同時に、建中前にできるような形にできないかということは考えております。そこはいろいろ調整があろうかと思えますが、また今後、基本方針ですとか、そういったところで明らかにしていくことにしたいと思えます。また、この委員会でも御報告をという話になるかと思っております。それと併せて、指定管理者との関係もお伺いいたしましたけれども、この部分もまさに今、いろいろ調整しているところでございますので、また今後お話をさせていただければと思えます。

あと、これは現行のPFI法の問題でもあるかもしれませんが、契約であったり、協定であったり、事業計画であったり、いろんな言葉がある。この部分も、この条文の時点ではまだ現行のままですけれども、なるべく統一していきたいなど。今、実態とかなり乖離しているのではないかという問題意識は我々も持っておりますので、なるべく統一する方向で動いていきたいと考えております。

最後に、料金のところは、ご指摘も踏まえて、どういった形にするか考えてまいりたいと思っております。

○事務局 最初の除却も含めて、不明確な部分は、今でも含まれていると思っておりますが、基本方針等でなるべく明示的に入れていきたいと思えます。

○H専門委員 あと、議決のところですけども、指定管理者制度の適用があるかどうかというところも調整中なわけですね。それで大丈夫ですかという感じなんですけれども。

1 番目の除却の空港のところは、解釈ということで乗り切るという御趣旨ですかね。

あと、先ほど言ったかどうか、コンセッションの金額は何の制限も入っていないですか。コンセッションフィーの話は、これもちょっと不思議なというか、管理者は、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収すること、これはコンセッションフィーのことだと思うんですけども、これだと、勿論、既設のものについて取るという前提ですよ。というのは、当該建設、製造又は改修に要した費用というのは、管理者がつくった費用のことではないですか。要は、費用に相当する金額の全部又は一部というのは、公共事業で突っ込んだ事業を上限というか、その範囲内で取れることになっているんです。確かに突っ込んだ費用の回収という意味ではいいんですけども、そうすると逆に公共サイドは、実はすごいいいコンセッションフィーが取れるのに、ここで自ら手を縛られませんかというのが疑問なんです。あえて自らの手を縛るようなことを書く必要があるのかというのが問題意識です。

○事務局 御指摘の点については、いろんなパターンでコンセッションフィーという名目で取ることがあるだろうとっております。施設整備の回収というところで書いていますけれども、これ以外のところで本当に取れないのかという点については、また今後明確にさせていただければと思います。

○渡委員長 よろしいですか。

それでは、どうぞ。

○I 委員 先ほど御指摘あった利用料金のところですけども、この書きぶりは、公共施設等運営権者が定めるものとするを書いてあるんですけども、そこにいろいろな縛りがありまして、不明確なところがあると思います。公共の方からすると、公共というのは、国民の方からすると、サービスの質のレベルに見合った利用者料金の設定がやはり重要な観点だと思ひまして、その部分の効率性と有効性の部分を担保するような書き方といいますか、規定の仕方が必要なのではないかと思います。

○渡委員長 どうぞ。

○事務局 先ほども御指摘いただきましたが、確かに利用料金の規定の能率的な経営の下における云々という話は誤解が生じやすいかなと思っておりますので、今日の御指摘を踏まえてまた見直しを図らせていただきたいと思います。

○渡委員長 どうぞ。

○J 委員 3点ですけども、民間事業者の提案ですけども、発案が提案になったというのは非常にいいことだと思いますが、提案が今までなぜなされなかったかというのは、手続が不明確だったということと、それから、インセンティブがなかったということだと思うんです。インセンティブはそれぞれの基本方針の中で決めていきなさいということなんだろうと思うんですけども、例えば、民間事業者の提案による何々の基本的な事項の後に、及び提案を促すことに資する事項とか、そういうような工夫ができるのであれば、そういうものを入れると、何らか考えるのかなというのが1つです。

それから、特定事業の実施の見通し等の公表というので、これは私が御提案をしている今後の更新投資のための情報把握が必要だということへの対応ということで整理されているんですけども、毎年度当該年度というのが非常に断片的であって、更新投資というのは大体50年間ぐらい見ないと波動がわからないんです。これは予算がそうだからということで、単年度予算の弊害がこういうところに引きずられてくるんですけども、これは恐らく内閣府令の方で定めればいいことかもしれませんけれども、長期の投資計画に基づくということを入れていかないと、とりあえず今年度、今年度という話になってしまうのではないかとということだと思います。

それから、最後に大きな話として言うと、今後10年間で2倍にするという数値目標があったかと思うんです。これはどうなるんでしょうかということでありまして、法律に2倍と書くことはできないのはそのとおりなんですけれども、そのようなことを無責任ではなくて、ガバナンスをしっかりと持っていく仕組みが法改正の中で盛り込まれてくるべきではないかという考え方もあると思うんです。それは推進委員会の役目なのか、あるいは別途そういう仕組みをつくるのかも含めて、何らかの議論はなかったんでしょうかという質問です。

○渡委員長 事務局、いかがですか。

○事務局 まず最初の2点についてお話しさせていただければと思いますが、提案制度のインセンティブといったお話がございました。この規定では最低限提案ができるということで、まず突破口が開いていけるのかなと思っております。その具体的なやり方ですとか、その先の、先ほど御指摘いただきましたインセンティブですとか、そういった話はまた検討していきたいと思っております。

2点目の見通しの公表のところにつきましては、御指摘を踏まえて、どういうふうにするか、また我々の内部で検討していきたいと思っております。

○渡委員長 よろしいでしょうか。

○J委員 3点目が一番聞きたいんですけども。

○事務局 3点目の仕組みに関して、内部でいろいろと検討はしているんですが、政府部内でどういう体制で、各省庁含めて、それから、地方公共団体も含めてやっていくかという話ですので、そこは法律に何か書くという話とは違うんだと思います。具体的に2倍という目的をどのようにやっていくかという御指摘は、前回の「中間的とりまとめ」のときにも、例えば、数値目標をちゃんと明示すべきではないかとか、いろんな御意見いただいておりますので、その点に関して、次回以降、お諮りしながら進めていきたいと考えております。

○渡委員長 どうぞ。

○K専門委員 まず、個別の質問もあるんですが、この委員会が前回いつ開かれたのかなと思っておりまして、タイミングとしては中間的とりまとめを正式に議論して承認したタイミングだったかと思っておりますので、昨年5月前後かなと思います。先ほど来からいろいろ

ろお話のある中で、私なども感じていますのは、その「中間的とりまとめ」をした段階で、こういうこともやらなければいけないだろう、あるいはこういうことも期待してという、いろいろな期待値があったわけなんです、その間、こういった議論の場が設けられずに、今日に至って、法律が大体できてしまいましたと、そういうように感じられます。「中間的とりまとめ」を具体化するという意味合いでも、その間にこういう委員会を開いていただいて、枠組みをつくる段階からいろんな意見を取っていただいた方がよかったのかなという気がします。いろいろ御苦労があったというのは勿論よくわかっておりますが、懸念しておりますのは、こういう形で法律をつくりました、これから基本方針、ガイドライン、そういったものを肉付けしますけれども、法律の元々がこういう設計になっていますので、そういう肉付けにも限界がありますと言われてしまうと、結局、何を議論してきたのかな、あるいはこれは何を肉付けしたらいいのかなというところが不安に思っております。ただし、「中間的とりまとめ」で、特にコンセッションなどは期待するところが大きで、ようやく法律の形まで見えたというのは、1つ、非常にありがたいことだと思っております。

そんな中で幾つか御質問させていただきたいんですけれども、まず、利用料金というのも、これだけでは定義がなかなかわかりづらいんですが、よくコンセッションでシャドウツールというような形で、施設の直接の利用者ではないところから、言ってみれば、施設の管理経営者から清算していただくというようなやり方もあると思うんですが、これはそういうものも念頭に置いて、あるいは許容するような解釈ができるのかというのがまず1つございます。

それから、費用の徴収ですが、先ほども御指摘があったように、費用という定義が妥当なのかどうかがよくわかりません。というのは、コンセッションという、普通のオーソドックスな考え方で言うと、営業権を付与する、民間に与える対価というように整理してしまつて、こういった費用だとか何とかというところまで言及する必要があるのかなという気はしております。先ほどもお話があったように、かえってこれで縛ることになるのではないのかなという気がします。

それから、利用料金ですが、管理権者が定めて、それを運営権者が定めて、更に管理権者が承認をするということで、実際にここでどういうことを想定して、何を規定したいのかがよくわかりません。運営権者という定義からは、利用料金なりを設定するのは運営権者でいいのではないかと。ただし、それに対して、いろんな制約がありますよという整理の方がわかりやすいと思います。いずれにしても、運営権者と管理者との間で、こういった利用料金がすり合わなかったときにどうなるのかなというところが懸念として残ります。

それから、今後のガイドライン等の話かなと思うんですが、これは以前、意見書の形で御指摘させていただいたんですが、リスク負担の問題でして、例えば、有料道路でも橋でもトンネルでもいいんですが、天変地異、大規模災害が起こったときに、それを復旧するのはどちらか。勿論、契約で規定はできるんですが、コンセッションという考え方の根本として、そういうものは官ですよというように整理していただいた方がわかりやすいんで

はないか。そうすると、そういったものも所有権者の権利・義務の中に入ってくるのか、そういうこともなかなかわかりません。いずれにしても、法律ができたとしても、実際にこういった事業を実施するのに、先ほどB委員もおっしゃっていましたが、これからいろんなことを決めて、それを来年度からやっていきますということだと、来年度いっぱいかかるかすると、いつまで経っても実行に移らないのではないかという懸念を抱いております。以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。事務局、何かございますか。

○事務局 御質問の細かい点はまた別途説明させていただきますが、最初に、議論の場が少ないのではないかという御指摘をいただきました。ほかの先生からも同様の御指摘をいただいております。5月に開いて、今回に至っているんですけども、大変申し訳ないと思っております。法案に関して言いますと、この条文になるということ自体がつい最近であります。お忙しい先生方に議論の対象がないままに集まっていただくのもどうかと思っていたんですが、一方で、そうでなくても、状況報告も含めてやってもらえればいいのではないかというお話も個別に伺ったときにいただいておりますので、検討させていただきたいと思っております。なるべくコンタクトの回数が増えるようにはしたいと思っております。

○渡委員長 ほかにいかがでございましょうか。

○事務局 個別の点に関して御回答が済んでいないので、済みません。シャドウツールですけども、頭の整理として、諸外国でやっているコンセッションというのを私どもも否定していませんので、それはそれでやっていけばいいと思うんです。その中で、今回、現行制度ではできないもの、それはどういうことかという、物権としてちゃんと減価償却して云々、抵当権の対象となる、そういった部分がコアになりますので、追加しようということです。ですから、「コンセッション」という言葉自体が定義がない、諸外国でいろんなパターンでやっていますので、K専門委員御指摘のように、例えば、シャドウツールでしたか、そういう形でやろうということになりますと、一度金が行政側に行って、行政側から一定の条件で支払いをいただくということですから、それは今でも契約で恐らくできるんだと思うんです。ただ、残念ながら、行政側から一定の条件でお金をいただくという仕組みですので、物権ですかと言われると、その権利は物権とはいえないということで、今回、物権としての権利をここでいろいろと定義して、法制上いろんな議論をしながら、ここまで積み上げてきたものの中にどうしても入れることができなかった部分がある。

例えば、建設や改修が入るかという御議論もありましたけれども、建設中のものも、実際上はつくっていただいて管理いただくというのが、一体としてコンセッションとして、恐らく流通していくと思うんですけども、では、建設中のものが物権と言えますかと言われると、残念ながら物がないと物権というものは成立しませんのでというような、物権にしたいがゆえに、物権という形で規定するときには小さくなって、だけれども、それは物権という形以外でしっかりと併せてやっていくということになると思っております。

それから、費用の徴収に関してでございますが、かえって限定されているのではないかというお話でございますが、これは行政側が費用の回収ができますよという規定なので、御説明はもうしてあるのかもしれませんが、それ以外の形でコンセッションフィーを取ることを禁止している規定ではございません。これはできる規定なんで、そこは誤解がないようにという御指摘だと思いますので、しっかりと基本方針等で、ここに限りませんよと、この上限だけではありませんよということは明確にしていきたいと思っております。

それから、利用料金をどういう形で設定していくかという話でございますが、先ほど御説明しましたように、恐らく実態上は協定で上限を定めて、上限の範囲内で自由にやっつねということになると思うんですが、そここのところの承認の絡め方も含めて、私どもも更に検討していきたいと考えております。

最後に、リスク負担の話でございます。これは法律の話とは関係ないのかもしれませんが、原則官という話は、それも含めて検討させていただきたいと思っております。それはどういうことかと言いますと、K 専門委員は御専門ですからおわかりだと思うんですが、例えば、天変地異といったときに、何を想定するかによって大きく変わると思うんです。例えば、大雨、豪雨が降って、のり面が崩壊したといったときに、それは大雨で崩れているのか、それとも日ごろの管理が悪くて崩れているのか、いろんなパターンでいろんなことが起きますので、天変地異という言葉ですべて当てようというようなアバウトな議論にはなじまないと思っております。従前、リスク問題に関して、この委員会で詳細な御検討をいただいておりますので、そういった形でまた御検討いただけたらと考えております。

以上でございます。

○渡委員長 どうぞ。

○H 専門委員 1 点、先ほど御説明があったかどうかなんですけれども、損失補償の規定があるんですが、その要件のところ結構わかりにくいんですけれども、要は、公共の用途に供する必要がある、収用みたいな、公益上必要があるときと、管理者等が公共施設等の所有権を有しなくなったときで、かつ管理者の責めに帰すべき事由というところでは損失補償しますよ、かつ通常生ずべき損失というようになっているんですが、この 2 つに限定されてしまうのかなという疑問と、前に委員会でもありましたけれども、この通常生ずべき損失というのは難しい議論なんですけれども、逸失利益とか、そういうのはどうなるのかというところがありまして、そこはまた議論するのかなという感じです。1 番目のところは、P F I 契約でも、損害の賠償、こういうときにはこうなるというのを書いています。多分、私は書けと言ったら書いてしまうんですけれども、それで規定することを排除するものでないかということを確認したい。

あと一点だけ、所有権のところでもたまたま気づいたんで。管理者等が所有権を有すると、もともとの議論が、所有権はコンセッション、ここで言うコンセッションというのは公共側に置いておくんだと、それでいいと思うんですけれども、私がほかの委員会とかで発見したのは、具体的に言うと、空港とか、そういうのは、一部借地権が入っているんです。

公共が所有権プラス借地権で一体にしているわけです。それは別に空港に限らないと思いますが、それだと、穴ぼこになりますか。この規定だと、所有権等というか、要は、施設は所有権だけではなくて、勿論、設置権限があればそもそもいいという理解だったんですけども。

○事務局 後ろの方から答えますと、所有権のうちの公共施設の公設建築物その他構成物の敷地の所有権を除くというように、条文上手当てしております。

それから、補償でございますが、「通常生ずべき損害」とは、道路法や河川法などで一般的に使われている規定でして、それを具体的にどうするかということは、先生おっしゃるとおり、準則といいますか、ガイドラインとか、そういったところで示していくべきものだと考えております。

それから、契約で、それ以外のものを排除するかというとそれは排除しません。そこは先生おっしゃるような御懸念が現場で生じないように、しっかりと基本方針等を書いてまいります。

○渡委員長 どうぞ。

○K専門委員 先ほど質問させていただいたことに若干関連した点なんですが、シャドウツールということにこだわっているわけではないんですが、実際にこういう法律ができて、現実的な事業が始められるというときに、その事業が成り立つ、あるいは官民でうまく協力しながら案件をつくっていったらいいなと思っておるんですが、現実的に100%独立採算で、いろんな公共施設の運営管理が民間でできるかというところは、現実的に考えると、非常に心配しております。そういう中でいろんな工夫をしていかなければいけない。そういう意味では、シャドウツールというのも1つのやり方でしょうし、あるいは実際にユーザーから料金を徴収する際についても、それだけよということではなくて、例えば、ミニマムチャージであるとか、要は、単純な、有料で料金が定められて、通行者なりから取れば、それでうまくいくんだということであればいいんですが、そうでない、いろんなバラエティがあると思います。そういったことをある程度幅広に、あるいは柔軟に受け入れられるような制度設計になってほしいなど、そういう趣旨であります。

それから、天変地異だとかいう言い方が不明確であれば、不可抗力と言い直してもいいんですが、要は、運営事業者側に責任がない場合に、どのぐらいの負担割合だとかというのはまた議論があるかと思いますが、要は、公共が負担することがあるというのは当然認められるべきだと思いますので、そういったことが予定されているというか、明確にわかるような制度設計であっていただいた方がいい。それを全部契約で処理しますよということでもないのかなと思っております。

○渡委員長 どうぞ。

○L専門委員 今回の法改正ですけれども、インフラPFIを積極的に検討している自治体には大変大きな追い風になると思いますので、早く成立させていただきませう、よろしく願いいたします。

遑って恐縮ですけれども、Bさんの一連の指摘はPFI導入にネガティブな自治体に対する後押しという意味合いが大きいと考えておりますので、次回までに整理されるということですので、是非よろしく願いいたします。

私は、資料1についてコメントさせていただきます。地方公共団体の支援の充実ということで、早速予算要求していただき、大変ありがとうございます。有意義な制度になるのではと思っております。この制度に関して、3点ほどリクエストさせてください。

まず、1点目は、支援する中で、現場で、どこで困っているのか、どういう意見が出ているのか、生の意見がたくさん出てくると思います。是非これらの意見をガイドライン等に反映させてください。

2点目は、ワンストップサービスの担当者には幅広い質問が寄せられると思います。実務経験者を選任するなど、人選の方をよろしく願います。

3点目は、若干心配していますが、ここでこういう制度をつくったとしても、回答が形式張ってしまう可能性があります。例えば、VFMを検討しているけれども、建設費の割引率はどれぐらいに設定したらいいですかなどという、回答に窮するような質問も多々あると思います。そのときに、それは自治体で検討してくださいという形になるのか、ほかの自治体ではこういう感じですよ、もしくは国ではこういう形で設定していますよと、レベル感いろいろあると思いますが、できれば突っ込んだ形で回答していただければ、自治体の担当者は助かると思います。

最後に、モデルプロジェクトに関する調査というのがありますが、このプロジェクトは事務局の方で選定されるのでしょうか。それとも委員会の場で、こういうプロジェクトを検討しましょうというふうを選任されるのでしょうか。

あと、検討に取りかかる時期ですけれども、来年度のいつから始められるのか、この2点についてだけ御回答をお願いいたします。

○渡委員長 どうぞ。

○事務局 いろんな御指摘ありがとうございました。

私ども、現場とより密度濃く交流することが必要だと考えていますので、ちゃんと現場の情報を入れて、ガイドラインとかいう御指摘、そのとおりだと思います。

それから、実務経験者という話も、できるだけそういった方向で、どういう人がいいかということ踏まえて、選任していきたいと考えております。

それから、回答に関しても、役人でない人間、民間の方に来ていただいて御回答いただくという趣旨は、通り一遍の回答でないようにという意味でございますので、しっかりとそういった形にしていきたい。

それから、最後にお諮りしようと思っていたんですが、具体的にモデルプロジェクトを、皆様、どういうプロジェクトを想定しているかとか、どのようにこれから進めていくか、特にどういうプロジェクトをどういうように扱っていききたいかということに関しては、いろいろお考えがあると思うんですが、モデルプロジェクト云々ということだけのために一



度お集まりいただくというのなかなか厳しい話なので、いきなりお集まりいただいて議論する前に、もしも委員長にお許しいただければ、私どもでまず各委員の方がモデルプロジェクトを、例えば、こんなプロジェクトがいいのではないかとか、こういう感じで選ばいいのではないかとか、諸々のお考えをお伺いさせていただいて、まとめさせていただいて、それを委員長に御報告させていただいて、それを踏まえて委員会で、こういうモデルプロジェクトを選んでやっていきたいと思いますという形で進めさせていただくと、比較的うまく進められるのかなと考えております。

ですから、モデルプロジェクトに関して、私どもが今ここで、これとこれとこれとかいう形で、事務局で勝手に選ぶということはしたくないので、是非とも委員の皆様から、自分はいったプロジェクトをモデルプロジェクトとしてするのがいいのではないかと考えているとか、こういう基準でやればいいのではないかとか、そういうお考えをお聞かせいただければと思います。それは今ここでというわけではないので、私どもの方でお時間をいただいて、ちゃんと御用聞きに伺いますので、そのときに教えていただければと考えております。

○渡委員長 今の件はそれで良いと思いますが、いかがでしょうか。モデルの選定や進め方につきまして、特に今後の進め方については、具体的な話も出ましたが、いかがでしょうか。どうぞ。

○M専門委員 今回のモデルプロジェクトの選定のときの考え方なんですけれども、私もいろいろ気になっていたところ、皆さんの意見が出ていたんで、そこは申し上げませんけれども、例えば、建設中のところをどうするのかとか、シャドウトルなどをどうするのかと。要するに、事業者側からすると、ある程度予見性を与えてもらわないと積極的に手を挙げにくいところが含まれるような、しかも、今回残念ながら外されていますけれども、道路みたいな極めて単純な事業は必ず1つ選んでいただきたいと思うんです。単純な施設こそPFI推進、我々が期待するBOT型のものの起爆剤になるだろうと思っていますので、道路はちょっと遅れて、ロケットの2弾目ということなのかもしれませんけれども、そういうものを選んで、是非予見性を高めていただきたいと思います。

○事務局 済みません。道路の話はちょっと誤解があったかもしれません。コンセッションの話として有料道路制度という形で、一般のモデルプロジェクトはPFI全体だと私どもは認識しておりますので、PFI事業としては、別に道路を外せということとはございません。今、国土交通省でいろいろ事業提案を募集なさって、精査なさっているということですので、その中には恐らく道路の提案なども入っていると思います。もしもスケジュールが合えば、どのような事業であっても、対象外ということは私どもは考えておりません。

○M専門委員 そうであるならば、なおのこと、事務局から是非前向きにそういうものを推していただけたらなという希望でございます。

○事務局 それを含めて、御意見を伺いますので、よろしく願いいたします。

○渡委員長 どうぞ。

○F委員 先ほどLさんに挙げていただいたワンストップサービスについて申し上げておきたいんですけども、私はこの委員会の委員になる前までは、具体的に幾つかの、10を超えるPFI事業のお手伝いをさせていただいた経験からいたしますと、特に自治体の方々にPFIはバリューフォーマネーが大切ですよと言っても、さまざまなガイドラインや規則類への適合性ということを軽視すると自分の立場が危ないという、なかなかそこら辺のマインドリセットができません。

例え話が悪いかもしれませんが、子どもに勉強しろと言っても、こうしたらいいよと言っても、子どもはかえってそっぽを向いていくのと同じように、内閣府からいろんなガイドラインを出すのは情報としては大変貴重ですし、使っていただきたいんですけども、それをまた細かく読んで、そこに更に適合させていくような、リジットに考えるような方がいらっしゃると思うんです。そのためにこそ、このワンストップサービスをお設けになると理解いたしますが、それが一種のレギュレーションとして行ってしまう恐れもありますので、こういう理念に基づいて、実際、自治体の方々にお話をするという原則ぐらいは、将来、この場でも挙げていただいて、A4版一枚ぐらいの簡単な標語集でもいいと思うんですけども、それに基づいて個別、具体的なことは、その任についていただく方々にやっていただく。いずれにしても、PFIを日本で研究を進めていくためには、自治体の方々のマインドセットを変えていただかないと、少なくともPFIについてはバリューフォーマネーがプライオリティで、規則への非常に形式的な適合性はその次だよというのがわかっていくぐらいのリセットが必要だと思うんです。それがわかるために、このワンストップサービスに機能していただきたいと思いますので、是非工夫をお願いできたらと思います。

○渡委員長 それは良いご提案ですね。どうぞ。

○C委員 今回の法律の中では、物権設定といいますか、運営権設定が一番目玉だと思いますが、これを「コンセッション」という言葉で言われたりするのですが、ちょっと誤解があるのかという気がいたしております。「コンセッション」という言葉に対しては、前から申し上げておりますし、「中間的とりまとめ」のときも注釈をつけていただいた経緯もございます。ですから、この言葉の取扱いを明確にさせていただいて、「運営権」と言い換えて、これまではコンセッションと呼んでいたことだという形の説明の方がいいのかもわかりませんが、そこは詰めていただくというのが必要かと思っております。

あと、先ほど事務局からもお話ありましたけれども、国交省で新しいPFI、PPPというので、いろいろ募集をされて、それに対しても調査があると仄聞しておりますので、そちらの方と内閣府がうまく連動できれば、していただいた方が、より精力的にできるのではないかと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○N専門委員 先ほど建中ファイナンスの件のお話がありましたけれども、PFIをプロ

プロジェクトファイナンスという立てつけでファイナンスしていく場合は、金融機関が建中リスクを取っていくというのが基本と言えば基本かと。ただ、実際には個別案件ごとに取り取るケース、取らないケース、いろんなバリエーションがあります。取るケース、取らないケースによって、ファイナンスのコストに反映していくというようなリスクとプライスという関係があるということを申し上げたいというのが1つ。

それと、今回のいわゆる運営権というものが新たに制定されるということですから、今後、金融機関とすると、ファイナンスをつけていく場合は、運営権が設定されるという前提で、このファイナンスの仕組みを検討、あるいはプライシングをしていくということになります。したがって運営権が必ず設定されるという前提がしっかり法制度等によって、入口のところで担保できていれば、ファイナンスを組成することは可能ではないかと思っています。

それと、もう一つ、運営権の対価の徴収に関してです。既に何人かの先生方から御意見が出ており、入口の部分も重なりますので、同じような意見ということでとらえていただいて構いませんが、一点だけ確認させてください。公共施設の管理者等から運営権者が運営権を取得した後、一定の年数を経て、運営権者が他の民間事業者へ運営権を譲渡する場合に、当初の公共施設の管理者等からの運営権取得金額が、その後の他の民間事業者への運営権譲渡金額を制限するような趣旨の規定ではないことを確認させていただければと思います。

○渡委員長 事務局、お願いします。

○事務局 費用の徴収というのは、設定時の話ですので、一度権利が設定されてしまっていて、事業者がお持ちの権利を他の民間事業者にお売りになるということですから、それは物権として独立したものを売却するということですので、例えば、その人が本当にできるかというチェックをするとか、そういう手続の話はともかく、お金のやりとりを、財産としてあげてしまったものを、運営権の期間中に関しては、独立した財産ですから、それに関して、元々おれがあげたものだろうという形で、この規定に基づいて金を取るかということとはあり得ません。

○N専門委員 ありがとうございます。

○渡委員長 それでは、意見が大体出尽くしたと思います。今日の会議で、いろいろ議論が出てきましたけれども、大きなポイントは、昨年5月の「中間的とりまとめ」の今後の取り組みについてです。「中間的とりまとめ」については、具体的な工程表の作成に加え、法整備の必要な分野、直ちに対応可能な分野、省庁間の壁が阻害している分野などに、問題点をいろいろ分類できると思います。本日は、そのうちの法整備をしないとできない分野ということで、コンセッションに焦点を絞った事務局の説明となったので、委員の方々の見解と若干噛み合わなかった部分もあるかと思っています。次回、事務局より今後の工程表をきちんと示すとおっしゃっていただいていますので、それをもって了解としたいと思うわけでありまして。

それから、意見として出たコンセンションの定義についても、次回事務局より説明願いたいと思います。

あと、最後に今後の手続等について事務局よりお話があると思いますけれども、この改正案につきまして、これが最終版ではありませんけれども、今後、与党説明や各省との調整を行うために、本委員会としては、多少不本意な点もございましょうけれども、大体、意見は出尽くしたものと思います。万一どうしても意見を述べておきたいという項目がございましたら、冒頭申し上げたとおり、明日の午前中まで真摯に事務局がお聞き申し上げますので、是非御連絡いただければ、事務局が委員のところにお伺いするなりしまして、御意見をお聞きするつもりであります。その結果については、委員の皆様方に当然フィードバックしまして、それをもって今後の調整を進めていく原案とする、つまり委員会の案として扱っていきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○渡委員長 では、御異議ないようでございますので、先ほど申し上げたような扱いにしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、最後に、本委員会の今後の審議の進め方につきまして御意見を頂戴できればと思います。事務局より御説明をお願い申し上げます。

○事務局 先ほど審議の中で、こちらの方からも言いましたように、モデルプロジェクトの進め方についてはもう御議論いただいたということで理解させていただきたいと思いますが、その他、これも先ほど言いましたように、今後、基本方針等、具体的に審議していただく部分があると思います。その中で、今日いただいた分もカバーできる部分が結構多いと思いますので、是非よろしく願いいたしたいと思っております。

もう一点、先ほど言いましたように、ロードマップを整理して、それを併せて次の回に示しまして御審議していただきたいと思っております。その他、付け加える部分がもしありましたら、御指摘いただければと思っております。

今回は、今のところ6月ぐらいを考えているので、それがもし遅いということでありましたら、御意見いただければと思っております。ただ、法律を踏まえてという話になりますと、国会の状況にもよるのですが、そんなに早くはならないだろうなと思っております。以上です。

○渡委員長 大変難しい時期の設定になると思いますけれども、6月ぐらいでよろしゅうございましょうか。もっと開催時期を早めた方が良いというのであれば、早く決めておくという対応方法もございます。では、万一何か変化がございまして早めの開催ということになれば、急遽御案内申し上げるという前提で、基本的には6月ぐらいを目安としておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は以上でございます。大変お忙しいところ、本日はありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。また6月によろしく願い申し上げます。

どうもありがとうございました。